

ますだ総合スポーツクラブ規約

第1章 総 則

(名称及び所在地)

第1条 名称をますだ総合スポーツクラブ(以下、「クラブ」という。)と称し、事務所を理事長宅に置く。

(目的)

第2条 クラブは、生涯スポーツの確立を支援することにより地域スポーツの発展と人々の健康維持に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 クラブは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツチーム・サークルの育成、設立支援
- (2) スポーツ教室・各種イベント・交流会の開催
- (3) 健康・体力の保持・増進に関する事業
- (4) クラブ事業の広報活動
- (5) 指導者・講師の派遣
- (6) その他クラブの目的達成のため必要な事業

第2章 会 員

(クラブ会員の構成)

第4条 クラブ会員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 正会員・・・クラブの目的に賛同し、クラブの活動を推進する個人
- (2) 賛助会員・・・クラブの目的に賛同し、その事業を支援する個人、団体及び法人
- (3) 活動会員・・・クラブが運営するスポーツチーム・サークルに参加する個人

(入会)

第5条 クラブへの入会を希望する者は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) クラブの目的に賛同する者
- (2) クラブの定める諸規定を遵守する者
- (3) 反社会的行為に関与する団体・グループの構成員でない者
- (4) 別に定める入会申込書を理事長に提出し、承認を得るものとする

(会費)

第6条 会員は、総会において細則に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決によりこれを除名

することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) このクラブの諸規定に違反したとき
- (2) 反社会的行為により、クラブの名誉を傷つけ、またはこのクラブの目的に反する行為をしたとき

第3章 役員

(役員)

第10条 このクラブは、正会員の中から次の役員を置く。

- (1) 理事長・・・1名
- (2) 副理事長・・・若干名
- (3) 理事・・・5名以上15名以内
- (4) 監事・・・2名

(職務)

第11条 理事長は、このクラブを代表し、総会及び理事会を招集し、その議長となる。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事会であらかじめ定めた順位によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、このクラブの事業を執行する。

4 監事は、このクラブの会計及び事業の執行状況を監査する。

(役員を選任・任期・解任)

第12条 クラブの役員は、総会において選任し、任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 役員は任期満了になった場合でも、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は任期の残存期間とする。

4 クラブの役員が、次の各号に該当するときは、理事会の議決により、総会・臨時総会に解任付議をすることができる。

(1) 役員としてふさわしくない行動や、クラブに著しい損害を与える行為をしたとき

(2) 病気等により職務執行が困難と認められるとき

(顧問)

第13条 クラブに顧問を置くことができる。

2 顧問は理事長が委嘱し、必要に応じ理事長の諮問に応じる。

第4章 組織

(組織)

第14条 このクラブの運営のため、次の機関を設置する。

(1) 総会

- (2) 理事会
- (3) 専門部会

(総会の役割と構成)

第15条 このクラブの総会は、クラブの最高議決機関であり、毎年1回開催する。また臨時総会を開催することができる。

2 総会は、正会員をもって構成し、正会員の2分の1以上（委任状を含む）の出席がなければ開会することはできない。

3 総会は、次の事項について審議し、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。やむを得ない理由で欠席する正会員は、委任状により他の正会員を代理人として委任することができる。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任・解任
- (5) 会費の額
- (6) 解散・合併
- (7) その他運営に関する重要事項

4 すべての総会は、議事録を作成する。

(理事会の役割と構成)

第16条 理事会は、理事をもって構成し、2分の1以上（委任状を含む）の出席がなければ開会することができない。

2 理事会は、次の事項について審議し、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。やむを得ない理由で欠席する理事は、委任状により他の理事を代理人として委任することができる。

決する

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を必要としない会務の執行に関する事項
- (4) その他理事長が必要と認めた事項

3 すべての理事会は、議事録を作成する。

(専門部会の役割と構成)

第17条 専門部会は、次のとおりとし、クラブのそれぞれの具体的な事業を計画・協議・決定し、指導及び運営に当たる。

- (1) 総務部会（会務・財務・クラブマネージャーに関すること）
- (2) 企画・育成部会（各種事業の企画・運営及び技術・審判の指導に関すること）
- (3) 活動部会（各カテゴリーの統括・調整に関すること）

2 専門部会には、部会長及び副部会長を各1名置き、部員を若干名置く。

3 部会長は、理事及び正会員の中から理事会で選任し理事長が委嘱する。副部会長及び部員は、部会長が選任し、理事長が委嘱する。

4 部会長は、部会を統括し、その内容を理事長に報告する。

第5章 会計

(会計)

第18条 このクラブの会計は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金等
- (3) その他の団体からの補助金等
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(会計年度)

第19条 このクラブの会計は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。

(会費等の不返還)

第20条 すでに納入された会費及びその他の金品は、返還しない。

第6章 自己の責任

(自己の責任)

第21条 会員は、クラブの活動に関しては、施設管理者並びに指導者の指示に従い、自己

の責任において行動するものとする。

2 クラブの活動中に盗難、傷害等の事故が発生した場合には、クラブ及び指導者に対し、一切の損害賠償等を請求しないものとする。

(保険の加入)

第22条 活動会員は、スポーツ安全保険又は傷害保険に加入しなければならない。

2 クラブは、その活動中の傷害については、スポーツ安全保険又は傷害保険の対象範囲内に対応するものとする。未加入者の活動中の傷害については、クラブにおいて一切の責任を負わない。

第7章 細 則

(細則)

第23条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な事項は、理事会の決議により細則等で定める。

附則

1 このクラブ規約は、平成31年 1月26日から施行する。